

mopera U ご利用規則 (2024年4月17日現在)

2024年3月31日をもって「Uライトプラン」「Uスーパーライトプラン」は新規受付を終了させていただきます。

※ワイドスター通信サービスをご契約の場合は継続して新規契約可能です。

- 第1条 規則の適用について
- 第2条 用語の定義について
- 第3条 本サービスの内容等について
- 第4条 利用契約の成立について
- 第5条 利用料金について
- 第6条 暗証番号、ユーザID、パスワードについて
- 第7条 通信機器等について
- 第8条 個人情報について
- 第9条 禁止事項について
- 第10条 本サービスの利用停止について
- 第11条 本サービス提供の中断について
- 第12条 設備の修理または復旧について
- 第13条 通知について
- 第14条 サービス契約者が行う利用契約の解約について
- 第15条 当社が行う利用契約の解除について
- 第16条 利用契約の終了について
- 第17条 損害賠償の制限について
- 第18条 残存効について
- 第19条 日本国外での利用について
- 第20条 本規則の変更について
- 第21条 本サービスの廃止について
- 第22条 免責事項について
- 第23条 契約約款の適用について
- 第24条 合意管轄について
- 第25条 附則

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、当社が別途定めるXi サービス契約約款、FOMA サービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款またはワイドスターⅢ通信サービス契約約款（以下総称して「契約約款」といいます）のほか、この「mopera U ご利用規則」および「mopera U のご利用上の注意」（以下「本規則」といい、契約約款と本規則を併せて「本規則等」といいます。）を定め、本規則等により「mopera U サービス」（契約約款に定める「mopera U 機能」をいい、以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本規則は、契約約款の一部を構成します。

第1条 規則の適用について

本規則等は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本規則等の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第2条 用語の定義について

本規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

項番	用語	用語の意義
(1)	Xi 契約等	契約約款に定める Xi 契約、Xi ユビキタス契約、FOMA 契約、FOMA ユビキタス契約またはワイドスター契約の総称をいいます。
(2)	Xi 契約者等	Xi サービス契約約款に定める Xi 契約者もしくは Xi ユビキタス契約者、FOMA サービス契約約款に定める FOMA 契約者もしくは FOMA ユビキタス契約者またはワイドスター通信サービス契約約款に定める契約者の総称をいいます。
(3)	利用契約	本規則等に基づく本サービスの利用に関する契約をいいます。
(4)	Xi サービス	当社が Xi サービス契約約款に基づき提供する電気通信サービスをいいます。
(5)	FOMA サービス	当社が FOMA サービス契約約款に基づき提供する電気通信サービスをいいます。
(6)	ワイドスター通信サービス	当社がワイドスター通信サービス契約約款に基づき提供する電気通信サービスをいいます。
(7)	ワイドスターⅢ通信サービス	当社がワイドスターⅢ通信サービス契約約款に基づき提供する電気通信サービスをいいます。
(8)	回線契約	Xi サービス契約約款、FOMA サービス契約約款またはワイドスター通信サービス契約約款およびワイドスターⅢ通信サービス契約約款に基づく契約をいいます。
(9)	サービス契約者	Xi 契約者等のうち、当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
(10)	本サービスサイト	本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト < https://www.mopera.net/ >（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。

		す。なお、本規則において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。）も、本規則の一部を構成し、本規則の内容に含まれるものとします。
(11)	対応端末	当社が本サービスを利用することができる自営端末設備として別途本サービスサイト上で指定する端末をいいます。
(12)	iモード機能	当社が別途、「iモードご利用規則」に規定するiモードをいいます。
(13)	spモード機能	当社が別途、「spモードご利用規則」に規定するspモードをいいます。
(14)	ビジネス mopera インターネット	当社が別途、「ビジネス mopera インターネットご利用規則」に規定するビジネス mopera インターネットサービスをいいます。
(15)	シンプルプラン	本サービスのうち、インターネット接続に特化したXi データプラン専用のプランをいいます。
(16)	U スタンダードプラン	本サービスのうち、インターネット接続およびメール機能を提供するプランをいいます。
(17)	U ライトプラン	本サービスのうち、利用した月のみ課金するプランをいいます。
(18)	U スーパーライトプラン	本サービスのうち、定額データプラン 128K バリュー又は定額データプラン 128K（当社が別途、提供条件書「定額データプラン 128K バリュー／128K」に定めるものをいいます。）専用のプランをいいます。
(19)	U「フレッツ・ADSL」コース	NTT 東日本・NTT 西日本提供のブロードバンドサービス「フレッツ ADSL」に対応するコースです。
(20)	U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース	NTT 東日本・NTT 西日本提供のブロードバンドサービス「フレッツ光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」に対応するコースです。
(21)	特定サイトブロック機能	有害サイトや一般業務遂行上不要と思われるサイトへのアクセスを制限する機能です。
(22)	ウイルスサイトブロック機能	閲覧することでウイルスや、不正侵入ツールなどを強制的にダウンロードさせるサイトへのアクセスを規制する機能です。
(23)	moperaU 接続コース	U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース、U[フレッツ・ADSL]コースがご利用できます。 ご利用にはシンプルプラン・U スタンダードプランの

		契約が必要です。
(24)	メールウイルスチェック	メールを通して感染するウイルスから、パソコンなどを保護するサービスです。(U スタンダードプランに限ります。)

第3条 本サービスの内容等について

1. 本サービスは、次の各号に定める基本機能及び第2項に定める追加機能を提供することを内容とし、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、対応端末の種別、サービス契約者の契約状態等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。なお、各サービスの詳細については、「mopera U ご利用上の注意」をご確認ください。
 - i. インターネット接続サービスを利用できる機能
 - ii. [当社が別途本サービスサイト上で定める] U スタンダードプランに限り、当社が割り当てたメールアドレスを1つ利用できる機能
 - iii. 指定したメールアドレスからの受信を拒否する機能
2. サービス契約者は、以下の機能を追加機能として利用することができます。
 - i. 特定サイトブロック機能
 - ii. ウイルスサイトブロック機能
 - iii. moperaU 接続コース (有料オプション機能)
 - iv. メールウイルスチェック機能 (有料オプション機能)
3. サービス契約者が電話番号を変更した場合、メールアドレスは引き継がれません。
4. Xi 契約等の名義変更又は利用中止等があったときは、既に保存されているメールが消去されることがあります。この場合、消去されたメールの復元はできません。

第4条 利用契約の成立について

1. 本サービスの利用を希望する Xi 契約者等 (以下「申込者」といいます。) は、本規則等の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年者である場合は、利用契約の申込みについて法定代理人 (親権者又は未成年後見人) の事前の同意を得るものとします。
2. 当社は、申込者に対し、前項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示または提出を求める場合があります、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
 - i. 申込みの内容に不備があり、もしくはその内容が事実と反しているとき、またはそのおそれがあるとき。
 - ii. 申込者が未成年者である場合は、その法定代理人 (親権者又は未成年後見人) の同意を得ている事実を当社が確認できないとき。
 - iii. 申込者が第5条 (利用料金について) に定める利用料金その他の当社に対する債務 (当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします。) の弁済を現に怠り、ま

たは怠るおそれがあるとき。

- iv. 申込者が第9条（禁止事項について）の定めに違反するおそれがあるとき。
 - v. 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除または本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき。
 - vi. 申込者が本規則等に定めるサービス契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
 - vii. 同月内における本サービス、spモード及びビジネス mopera インターネットの新規契約又は解約の申込件数が10件を超えた場合
 - viii. その他、Xi契約等の申込みを承諾しないことがある事由として契約約款に定める事由に該当するとき。
4. 利用契約は、当社が第1項に基づく申込みに対する承諾通知を申込者に行った時点で、当該申込者と当社との間において成立するものとします。

第5条 利用料金について

1. 本サービスの利用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）は、基本機能については、Uスタンダードプランは月額500円（税込550円）、シンプルプランは月額200円（税込220円）とし、Uライトプランは月額300円（税込み330円）（ご利用月のみ課金）、Uスーパーライトプランは月額150円（税込み165円）とする。追加機能については、U「フレッツ・ADSL」コースは月額300円（税込330円）、U「Bフレッツ/フレッツ光ネクスト」コースは月額500円（税込550円）、追加メールアドレスは月額150円（税込み165円）、メールウイルスチェック機能は月額150円（税込み165円）とします。
2. サービス契約者は、毎月の利用料金を、これに加算される消費税（地方消費税を含みます。）相当額とともに、契約約款に基づくXiサービス、FOMAサービス、ワイドスター通信サービスまたはワイドスターⅢ通信サービスの料金（以下総称して「Xi料金等」といいます。）と併せて支払うものとします。なお、利用料金の請求方法及び支払方法については、本規則に別段の定めがある場合を除き、Xi料金等に係る契約約款の定めを準用するものとします。
3. 利用契約の成立日又は終了日が月の途中の場合における、それぞれの月の利用料金は、日割計算によって得た額とします。ただし、Uライトプランは除きます。
4. サービス契約者は、利用料金その他の当社に対する債務（延滞利息を除きます。）についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として第2項に定める方法により支払うものとします。
ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。
5. 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
6. Xi契約等を締結しているサービス契約者は、当社が利用料金その他のサービス契約者に対する債権を当社が指定する第三者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。
7. 本サービス（シンプルプランおよびUスーパーライトプランを除きます。）とspモード、iモードのどちらかもしくは両方を重畳契約した場合、それぞれ150円/月を減額します。なお、料

金の計算方法については契約約款の規定を適用します。ただし、他の割引で対象サービスの料金が割引されている場合は本減額の対象外となります。

第6条 暗証番号、ユーザ ID、パスワードについて

1. 本サービスの利用にあたっては、当社が Xi 契約等/FOMA 契約に基づき発行するネットワーク暗証番号（以下「暗証番号」といいます。）の入力が必要となる場合があります。
2. 当社は、サービス契約者に対して、ユーザ ID およびパスワード（以下総称して「moperaU ID 等」といいます。）を付与します。
3. サービス契約者は、本サービスを利用するにあたり、一部のサービスを除いて moperaU ID 等の入力が必要となります。なお、当社が「d アカウント規約」に基づき提供する d アカウントを取得したサービス契約者は、「My docomo」の web サイト上で d アカウントの ID・パスワードを入力し、本サービスの web サイトへアクセスすることにより、一部のサービスを利用することができます。
4. 当社は、本サービスの利用においてサービス契約者の暗証番号、moperaU ID 等または d アカウントが入力された場合には、全てサービス契約者が入力したものとみなします。
5. サービス契約者は、サービス契約者の暗証番号、moperaU ID 等および d アカウントを他人に知られないよう管理を行うものとします。
6. サービス契約者による暗証番号、moperaU ID 等および d アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、すべてサービス契約者が負担するものとします。
当社は第三者による不正と思われるアクセスを検知した場合、当社の判断でサービス契約者への事前の通知なく mopera U ID 等のパスワードを変更することがあります。
7. 暗証番号、moperaU ID 等および d アカウントが不正に利用されたことにより当社に損害が生じた場合、サービス契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第7条 通信機器等について

1. サービス契約者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、電気通信回線その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設定等を、自己の費用と責任において行うものとします。
2. 当社は、サービス契約者が本サービスの利用にあたって使用する通信機器、ソフトウェア、電気通信回線およびこれらに付随して必要となる機器との互換性を確保するため、当社の設備もしくはソフトウェアを改造、変更または追加したり、本サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

第8条 個人情報について

当社は、本サービスの提供にあたり申込者及びサービス契約者から取得する個人情報の取り扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

第9条 禁止事項について

1. サービス契約者は、本サービスの利用にあたって、契約約款に基づき Xi 契約者等に課せられる義務に違反する行為またはそのおそれのある行為のほか、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- i. 当社もしくは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- ii. 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- iii. 当社もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為またはそれらのおそれのある行為
- iv. 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為またはそのおそれのある行為
- v. 暗証番号、moperaU ID 等および d アカウントを不正に使用する行為
- vi. サーバへの不正なアクセスなど、本サービスの運営を妨げる行為
- vii. コンピュータウイルス等の有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
- viii. 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律または特定商取引に関する法律に違反する行為
- ix. その他法令または公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
- x. その他当社が不適切と判断する行為

2. 当社は、サービス契約者が前項各号の規定の一にでも該当したことにより当社が損害を被ったときは、その損害賠償を請求することができるものとします。

第 10 条 本サービスの利用停止について

1. 当社は、サービス契約者が次の各号に該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。
 - i. ご利用規則第 9 条（禁止事項について）の定め違反したとき
 - ii. 本サービスのご契約時に虚偽の申告をしたとき
 - iii. 暗証番号、moperaU ID 等または d アカウントを不正に使用したとき
 - iv. 前各号のほか、本規則等に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき
 - v. その他当社が不適切と判断したとき
2. サービス契約者は、前項各号の一に定める事由により本サービスの利用停止があった場合であっても、約款の定めに従い当社に対して負担する債務（通信料の支払債務を含みますが、これに限られません）を履行するものとします。

第 11 条 本サービス提供の中断について

1. 当社は、次の場合には、本サービスの全部もしくは一部の中断を行うことができるものとします。この場合において、当社は、当社が適当と判断する方法で事前にサービス契約者にその旨を通知またはサービスサイト上に掲示するものとします。ただし、緊急の場合またはやむを得ない事情により通知できない場合は、この限りではありません。

- i. 当社の設備またはサービスの障害による場合
 - ii. 当社の設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - iii. 通信のふくそう等のため、契約約款の規定に基づき、通信の利用を制限する場合
 - iv. 接続事業者およびアプリケーション提供元の都合による場合
 - v. その他技術上または当社の業務の遂行上やむを得ない場合
2. 前項に定める本サービスの全部もしくは一部の中断によって生じたサービス契約者の損害に対する当社の責任は、契約約款の規定のとおりとします。

第 12 条 設備の修理または復旧について

本サービスの利用中に、サービス契約者が当社の設備またはサービスに異常を発見したときは、サービス契約者はサービス契約者自身の設備等に故障がないことを確認の上、当社に修理または復旧の請求をするものとします。

第 13 条 通知について

1. 当社は、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - i. サービス契約者が契約約款に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - ii. サービス契約者が利用する sp モード電子メールもしくは i モード電子メール（当社が別途定める sp モードご利用細則もしくは i モードご利用規則に基づくメッセージR(リクエスト)及び sp モードメールもしくは i モードメールを指します。）のメールアドレスへの通知又は契約約款に定めるショートメッセージ通信モード（SMS）による通知
 - iii. その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第 1 項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者に対してなされたものとみなします。

第 14 条 サービス契約者が行う利用契約の解約について

サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に申し出ることにより、利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社が、解約手続きが完了した旨をサービス契約者に通知した時点で利用契約は終了するものとします。

第 15 条 当社が行う利用契約の解除について

当社は、契約約款に定める場合のほか、サービス契約者が第 9 条（禁止事項について）に違反したと当社が判断したときは、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第 16 条 利用契約の終了について

1. サービス契約者と当社との間の本サービスに係る Xi 契約等が終了した場合又は本サービスが廃止された場合は、当該終了又は廃止の時点をもって利用契約も自動的に終了するものとします。
2. 利用契約が解約その他の事由により終了した場合、終了時点以降は、本サービスをご利用いただくことはできません。なお、その後に再度利用契約を締結された場合であっても、終了時点以前に利用されていた際の本サービスの設定情報等は新たな利用契約には引き継がれません。

第 17 条 損害賠償の制限について

1. 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合の当社が負う損害賠償責任の範囲等は、契約約款に定めるところに従います。
2. 当社の故意または重大な過失によりサービス契約者に損害を与えた場合は、前項その他本規則において当社を免責する規定は適用しません。

第 18 条 残存効について

利用契約が終了した後も、第 5 条（利用料金）、第 8 条（個人情報）、第 17 条（損害賠償の制限）及び第 23 条（契約約款の適用）の定めは、なお有効に存続するものとします。

第 19 条 日本国外での利用について

1. 本サービスを利用することが可能な日本国外の国および地域（以下「国際ローミング対応国」といいます。）は、「WORLD WING のご利用にあたって」に定めるとおりとします。
2. 国際ローミング対応国において本サービスを利用される場合、利用されるサイトによっては、サイトや情報のご利用が制限される場合があります。また、利用されるサイトによっては、日本国内で利用される際のサイトや情報と内容が異なる場合があります。
3. 国際ローミング対応国において、本サービスを利用される場合は、全ての通信に対し「WORLD WING のご利用にあたって」に定める国際アウトローミング利用料がかかります。この場合、日本国内でのご利用時とは異なる料金が適用されます。

第 20 条 本規則の変更について

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス契約者へ当社が適切と判断した方法により公表又は周知することにより、本規則の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更日以降は変更後の本規則が適用されます。

- i. 本規則の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき。
- ii. 本規則の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第 21 条 本サービスの廃止について

1. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、サービス契

約者に対してその旨を周知するものとし、なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとし、

2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部を廃止するときは、廃止の期日等をサービス契約者へ通知します。
3. 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部または一部を廃止したことによりサービス契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 22 条 免責事項について

1. 電波状態等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。この場合において、当社は、当社の責めに帰すべき場合を除き、責任を負わないものとし、またサービス契約者と第三者との間に紛議等が発生した場合は、サービス契約者と第三者との間で解決するものとし、当社に対しては何らの苦情の申立て等を行わないものとし、
2. 当社は、サービス契約者が本サービスを通じて収集された情報等およびメールその他のデータの保存、毀損、消失についていかなる保証も行いません。
3. サービス契約者が端末または当社 UIM カード（当社 nanoUIM カード、当社 miniUIM カードを含み、以下同じとします）を変更した場合等に、端末に取り込んだ情報等のご利用が制限される場合があります。情報等のダウンロードにあたっては、事前に提供条件をご確認ください。
4. 当社および当社が指定する認証機関は、サービス契約者に対し Secure Sockets Layer 通信（以下、「SSL 通信」といいます）の安全性に関しいかなる保証を行うものではなく、サービス契約者は、ご自身の判断と責任において SSL 通信を利用するものとし、
5. 当社が本サービスに関してサービス契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限り、かつその額は本サービスに関わる利用料金の 1 か月分に相当する金額を上限とするものとし、ただし、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではなく、また、契約約款に定める場合については契約約款の定めに従います。

第 23 条 契約約款の適用について

本サービスの利用に関し、本規則に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとし、

第 24 条 合意管轄について

サービス契約者と当社の間で本サービスまたは本規則に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所または当該サービス契約者の住所地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規則は、2005 年 6 月 1 日から実施します。

(附則)

この改正規定は、2010年12月1日から実施します。ただし、この改正規定中、Xi サービス契約約款の適用に関する部分については、同契約約款の適用開始日から実施します。

(附則)

この改正規定は、2013年10月1日から実施します。

(附則)

この改正規定は、2015年12月1日から実施します。

(附則)

この改正規定は、2016年7月1日から実施します。

(附則)

この改正規定は、2016年12月1日から実施します。

(附則)

この改正規定は、2017年3月1日から実施します。

(附則)

この改正規定は、2019年2月20日から実施します。

(附則)

この改正規定は、2022年2月9日から実施します。

(附則)

この改正規定は、2022年4月1日から実施します。

(附則)

この改正規定は、2022年10月1日から実施します。

(附則)

この改正規定は、2023年10月11日から実施します。

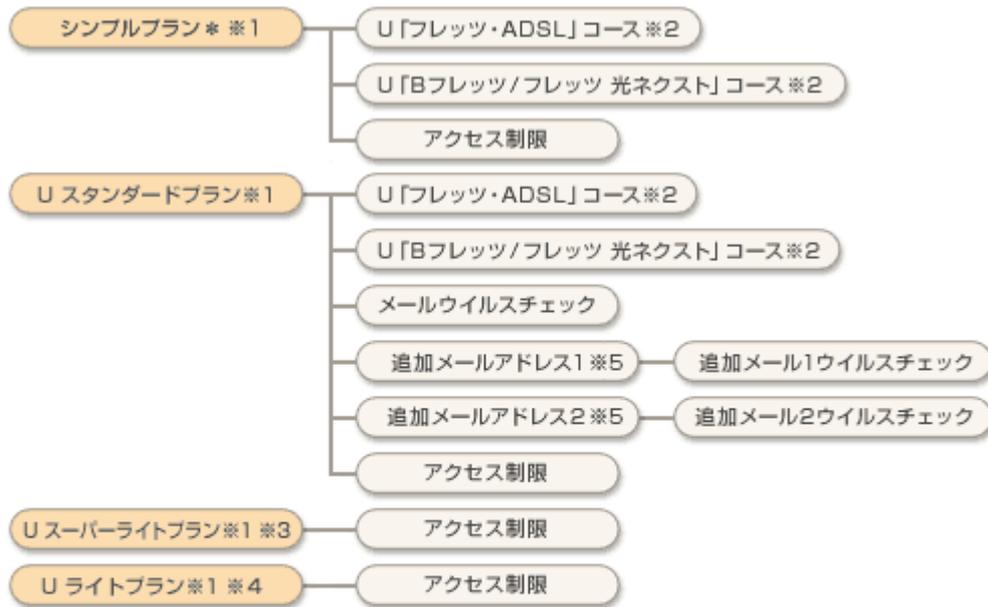
(附則)

この改正規定は、2024年4月17日から実施します。

株式会社 NTT ドコモ

mopera U ご利用上の注意

サービス体系図



* Xiデータ通信専用プラン、Xiの基本プラン（データプラン・デバイスプラス）での契約となります。

※1 同士、※2 同士の同時契約は不可となります。

※3 FOMA定額データプラン128Kのみの契約となります。

※4 Xiの全プラン、FOMA定額データプランでは契約不可となります。

※5 追加メールアドレスは、2019年2月19日をもって新規お申込み受付を終了しました。

なお、追加メールアドレスをご契約中のサービス契約者は、これまでどおりご利用いただけます。

インターネット接続サービスについて

インターネット接続サービスの概要は、以下のとおりです。

(1) 「パケットフィルタリング」

- ① ウイルスパターンが記載されたシグネチャを定期的に更新することにより、攻撃パターンをみて不正な攻撃を遮断する機能です。
- ② パケットフィルタリングは、Xi サービスまたは FOMA サービスを通じたインターネット接続によるアクセスの場合のみ提供します。
- ③ パケットフィルタリングにより、サービス契約者の期待するデータの送受信ができないことがあります。なお、Xi サービスまたは FOMA サービスにおけるパケット通信方式によるインターネット接続の場合に、パケットフィルタリング機能のないアクセスポイントを利用いただくことも可能です。
- ④ パケットフィルタリングは、いかなる場合においても提供することを保証するものではありません。したがって、サービス契約者が期待する機能を有するなど完全な機能を果たすことを保証するものではありません。また、サービス契約者が利用される端末に影響を及ぼさないことを保証するものでもありません。

(2) 「IPv6」

- ① IPv4 通信の利用に加えて、IPv6 通信の利用が可能となる機能です。本機能は、デュアルスタック（IPv4 と IPv6 とを共存させる技術）での提供となります。
- ② Xi の基本プランまたは Xi データ通信専用プランもしくは Xi 総合利用プラン、かつ mopera U（シンプルプラン・U スタンダードプラン）契約をされているサービス契約者が、IPv6 通信に対応した Xi 機種で Xi 対応アクセスポイントへ接続を行った場合にご利用いただけます。なお、無線 IP 通信網（公衆無線 LAN）、固定網（フレッツ・ADSL、フレッツ 光ネクスト等）から接続された場合、IPv6 による通信はご利用いただけません。
- ③ アクセス制限をお申込のサービス契約者（利用設定をしているサービス契約者）が、IPv6 設定を利用される場合、IPv6 通信時には、アクセス制限が適用されません。
- ④ 海外でインターネット通信を利用される場合、IPv6 アドレスの払い出しは行われません。

メールサービスについて

- (1) シンプルプランおよびU ライトプランおよびU スーパーライトプラン契約のサービス契約者は、メールサービスをご利用いただくことはできません。
 - (2) メールサービスで利用できる受信プロトコルとして POP 方式と IMAP 方式の 2 種類があります。
 - (3) メールサービスによって当社から付与されるメールアドレスとは別に利用できるメールアドレス数は 2 以内とします。
 - (4) メールボックスには一定の容量制限があり、これを超える場合には、メールサービスを利用することはできません。なお、この容量制限に満たない場合であっても、メールサービスを受けられないことがありますので、ご注意願います。
 - (5) メールサービスのアドレスをサービス契約者ご自身で任意（3～30 字の半角英数字および「-」、「_」、「.」の記号に限ります。「.」を使用する際は前後に半角英数字および「-」、「_」のいずれかを設定することが必要です。@マークの前のみ変更可能。）のアドレスに 1 日 3 回まで変更することができます。ただし、サービス契約者が当該メールアドレスのアドレス変更を希望する以前から当該アドレスが他のサービス契約者により使用中の場合など、希望するアドレスに変更できないことがあります。
 - (6) メールサービスで送信できるアドレス数は 1 回あたり 50 アドレス以内とします。また送信できる通数は 1 日あたり最大 1000 通までとします。
 - (7) サービス契約者は、事前にサービス契約者ご自身が設定することにより、以下のいずれかのメール受信方法を指定することができます。
 - ① ドメインを指定して受信する
 - ② ドメインを指定して受信を拒否する
 - ③ アドレスを指定して受信する
 - ④ アドレスを指定して受信を拒否する
- ※ドメインとは、インターネット上のコンピュータ（サーバ）を特定する名前で、メー

ルアドレスにおいては、@（アットマーク）より後の部分を指します。

- (8) サービス契約者は、事前にサービス契約者ご自身が設定することにより、受信メールのうち指定したメールアドレスからのメールの受信を拒否することができます。
- (9) サービス契約者は、ご自身のメールアドレスにメールが届いたことを SMS を使って Xi, FOMA 端末へ通知することができます。
※SMS を利用して通知を行った場合、通知料として一通 3 円（税込 3.3 円）がかかります。
- (10) 当社から付与されたサービス契約者ご自身のメールアドレス [上記(5)に基づきサービス契約者がメールアドレスを変更された場合には、変更後のメールアドレス] 以外のアドレスを利用してメールを送信できません。
- (11) 当社が定める条件をみたさない場合には、メールの送受信ができない場合もあります。

U「フレッツ・ADSL」コース、U「B フレッツ/フレッツ 光ネクスト」コースについて

- (1) 東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）または西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）が提供する「フレッツ」サービスを通じてインターネット接続および電子メールの送受信ができる機能です。ただし、一部利用できないサービスがあります。U「フレッツ・ADSL」コースおよびU「B フレッツ/フレッツ 光ネクスト」コースは、「mopera U ご利用規則」、「Xi サービス契約約款」、「FOMA サービス契約約款」、「ワイドスター通信サービス契約約款」、「ワイドスターⅢ通信サービス契約約款」、「本mopera U ご利用上の注意」のほか、NTT 東日本およびNTT 西日本の定める契約約款等に従って提供されます。
- (2) U「フレッツ・ADSL」コースとU「B フレッツ/フレッツ 光ネクスト」コースを同時契約することはできません。
- (3) U「フレッツ・ADSL」コース、U「B フレッツ/フレッツ 光ネクスト」コースを利用するためには、シンプルプランまたはU スタンダードプラン契約の他に、別途 NTT 東日本およびNTT 西日本へのフレッツ回線契約が必要となります。
- (4) U「フレッツ・ADSL」コース、U「B フレッツ/フレッツ 光ネクスト」コースを利用するためには、サービス契約者のご利用場所が「フレッツ・ADSL」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」のサービス提供エリアであることが必要となります。ただし、提供エリア内であってもご利用いただけない場合があります。
- (5) その他、U「フレッツ・ADSL」コースおよびU「B フレッツ/フレッツ 光ネクスト」コースに係る提供条件については、NTT 東日本およびNTT 西日本の定めるところによります。

メールウイルスチェックについて

「メールウイルスチェック機能」

- (1) メールウイルスチェック機能を利用するためには、U スタンダードプラン契約の他に別途メールウイルスチェック機能を利用するための契約が必要となります。また、追加メールアドレスでメールウイルスチェック機能を利用するためには、別途追加メールアドレス毎

に契約が必要となります。

- (2) メールウイルスチェック機能では、mopera U メールサービスにてメールを送受信するときにコンピュータウイルスの検知および駆除を行います。なお、当該メールの送信者または受信者がmopera U メールウイルスチェックを契約しており、送信者がウイルス付メールを送信した場合、受信者には駆除通知付きの駆除済メールが送られ、送信者には検出通知のメールが送られます。
- (3) メールウイルスチェック機能において検知および駆除が可能なウイルスは、ウイルスの検知および駆除の実施時において本サービスのウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスのみであり、全てのウイルスを検知し、駆除することを保証するものではありません。
- (4) メールウイルスチェック機能では、ウイルスを検知したものの駆除に失敗した場合、送信者および受信者には駆除失敗のメールが送られ、送信者が送信したメールは破棄されます。
- (5) メールウイルスチェック機能では、ウイルスチェックに失敗し、ウイルスの有無が不明である場合またはメールに添付されたファイルにパスワード保護がされているなどの理由によりウイルスチェックができなかった場合は、送信者にはチェック未実施のメールが送られ、受信者にはチェック未実施の通知が付加された送信者が送信したメールがそのまま送られます。

アクセス制限について

「特定サイトブロック機能（アクセス制限機能）」

- (1) 特定サイトブロック機能を利用するためには、シンプルプランまたはU スタンダードプランまたはU ライトプランまたはU スーパーライトプラン契約の他に別途特定サイトブロック機能を利用するための契約が必要となります。
- (2) 特定サイトブロック機能では、サービス契約者がインターネット接続される際に特定サイト（有害サイトなど）へのアクセスを規制します。
- (3) 特定サイトブロックの条件は、当社が定めるグループの中からサービス契約者に選択していただきます。当社はサービス契約者に予告することなくグループの内容を変更することがあります。
- (4) 特定サイトブロックのレベルロック機能は、サービス契約者に選択していただいたグループを変更できなくする機能です。特定サイトブロックのレベルロック機能を利用するためには、お申込が必要となります。
- (5) 特定サイトブロック機能においてフィルタリングを行う条件、ジャンルなどは、本サービスの特定サイトデータにより対応可能なもののみとし、各カテゴリに現実に該当するすべてのサイトの閲覧が制限されることを保証するものではありません。また、SSLで暗号化されたサイトは、フィルタリング対象外となります。

「ウイルスサイトブロック機能」

- (1) ウイルスサイトブロック機能を利用するためには、シンプルプランまたはU スタンダードプランまたはU ライトプランまたはU スーパーライトプラン契約の他に別途ウイルス

サイトブロック機能を利用するための契約が必要となります。

- (2) ウイルスサイトブロック機能では、サービス契約者がインターネット接続をしたときに、気づかずにウイルス感染させられる悪意あるコードを含むホームページへのアクセスを遮断します。
- (3) web メールには、ウイルスサイトブロック機能は適用されないことがあります。
- (4) ウイルスサイトブロック機能においてフィルタする条件、ジャンルなどは、本サービスのウイルスサイトデータにより対応可能なもののみとし、ウイルス感染させられる悪意あるコードを含むホームページのすべてをブロックすることを保証するものではありません。

その他

当社は、別途当社が指定する児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体により児童の権利等を著しく侵害するものであることが明白な画像等を含むと判断されたサイトの閲覧を制限することがあります。

未成年者のサービス契約者によるご利用について

サービス契約者が未成年者の場合、サービス契約者自身のほか、サービス契約者の法定代理人により、特定サイトブロック機能およびウイルスサイトブロック機能を同時に利用する、または、特定サイトブロックのレベルロック機能を利用するお申込および解約のお申し出を行っていただくことができます。なお、解約のお申し出の際には、サービス契約者の法定代理人の同意書を確認させていただく必要があります。